

資料編



1

「名古屋市地域公共交通計画」策定の経緯

2023年2月13日	<p>令和4年度第1回 名古屋市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会規約等の承認について ・会長及び副会長の選任・監査委員の指名について ・令和4年度 名古屋市地域公共交通協議会の予算について
2023年 5月26日～6月2日	<p>令和5年度第1回 名古屋市地域公共交通協議会の書面開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 名古屋市地域公共交通協議会 決算（案） ・令和5年度 名古屋市地域公共交通協議会 予算（案）
2023年6月21日	<p>令和5年度第2回 名古屋市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市地域公共交通協議会設置規約及び部会規程改正について ・名古屋市地域公共交通計画について 名古屋市地域公共交通計画の構成イメージについて 名古屋市地域公共交通計画策定に向けた考え方について 名古屋市における交通の現況と課題について 今後の進め方・スケジュール
2023年9月12日	<p>令和5年度第3回 名古屋市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市地域公共交通計画（素案）
2023年11月10日	<p>令和5年度第4回 名古屋市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市地域公共交通計画（案）
2024年 1月19日～1月26日	<p>令和5年度第5回 名古屋市地域公共交通協議会の書面開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善に関する事業評価について
2024年 1月22日～2月20日	「名古屋市地域公共交通計画（案）」のパブリックコメント
2024年3月26日	<p>令和5年度第6回 名古屋市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市地域公共交通計画策定について

2 名古屋市地域公共交通協議会設置規約

名古屋市地域公共交通協議会設置規約

(目的)

第1条 名古屋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。また、委員の追加等の運営上必要と認められる場合は、適宜、会長と事務局が協議する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会は、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から、これを互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議決を要する事項（以下「議案」という。）については、出席委員による全会一致を原則とし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、議長の発議により出席委員の3分の2以上の同意で決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、

資料の提出及び説明等を求めることができる。

- 6 委員は、会議に代理人を出席させることができ、代理人は出席委員に含む。
- 7 会長は、議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより議決に代えることができる。
 - (1) 緊急を要するもの
 - (2) 会計その他協議会の運営に関するもの
 - (3) やむを得ない理由により会議の開催が困難であると会長が認めたもの
 - (4) その他、会長が軽易であると判断したもの
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第7条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（部会）

- 第8条 第2条に掲げる事項の協議のため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。
- 2 会長は、第6条第3項の議決を要する事項のうち部会で協議する事項については、部会の議決を以って協議会の議決とみなすことができる。
 - 3 部会の委員、議事、運営その他必要な事項は、各部会の規程等で定める。

（事務局）

- 第9条 協議会の事務局は、名古屋市住宅都市局交通企画課に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

- 第10条 監査委員は、会長の指名する委員1人を置く。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体又は機関等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
公共交通利用者代表	身体障害者福祉連合会等
法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者	東海旅客鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	名古屋市交通局
	名古屋臨海高速鉄道株式会社
	愛知高速交通株式会社
	名古屋ガイドウェイバス株式会社
	株式会社東海交通事業
	公益社団法人愛知県バス協会
	名鉄バス株式会社
	三重交通株式会社
	名古屋タクシー協会
	タクシー事業者代表
道路管理者	名古屋国道事務所
	名古屋市緑政土木局
公安委員会	愛知県警察本部
国土交通省中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会
関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局
関係する市職員	名古屋市住宅都市局
その他市が必要と認める者	名古屋商工会議所
	一般社団法人中部経済連合会

3 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間、意見提出者数、意見総数

事項	内 容				
募集期間	2024年1月22日(月)～2月20日(火)				
意見 提出者数	郵送	FAX	電子メール	持参	合計
	2人	3人	13人	2人	20人
意見総数	86件				

(2) 意見の内訳

項 目	件 数
1. 名古屋市地域公共交通計画について	10件
2. 名古屋市における現状と課題	15件
3. 公共交通に関する基本的な方針	0件
4. 具体的な実施施策	39件
(1) 公共交通による移動サービス水準の維持・確保	14件
(2) 地域の実情に応じた移動手手段の確保	9件
(3) 先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成	16件
5. 評価指標・推進体制	4件
6. その他のご意見	18件
意 見 総 数	86件

番号	行	用語	解説
1	あ行	アジア・アジアパラ競技大会	アジア版オリンピックとも言われ、アジア・オリンピック評議会に加盟する45の国と地域が参加する大会。令和8（2026）年に愛知・名古屋で第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会が開催される。
2		新しい生活様式（ニューノーマル）	厚生労働省が発表した新型コロナウイルス感染症拡大防止のために今後の日常生活の中で取り入れていくべき実践例のこと。
3		ウォーカブル	居心地がよく、歩きたくなるまちなかのこと。
4		オンデマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
5	か行	ガイドウェイバス	ガイドレールを備えた専用軌道上を、バスに取り付けられた案内輪を利用してハンドル操作が不要な半自動運転を実現したバスのこと。
6		カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質的な排出ゼロのこと。
7		ガバナンス	統治・統制を意味する言葉で、企業や組織を健全に運営するために管理すること。
8		基幹バス	名古屋市交通局と名鉄バスが運行しているバス路線のこと。バス専用レーンの設定などがされている基幹1号と、中央走行方式で運行されている基幹2号の2系統がある。
9		既存ストック	名古屋市におけるこれまでの先進的な取組である基幹バスやガイドウェイバスに代表される公共交通ネットワーク、都市空間などのこと。
10		居住誘導区域	都市再生特別措置法に基づく、都市の居住者の居住を誘導すべき区域のこと。
11		公共交通空白地	一定の距離に駅やバス停等が無い地域で公共交通の便利さの指標のひとつ。名古屋市では、鉄道駅へ800m以内、バス停へ500m以内でアクセスできないエリアを指す。
12	さ行	自動運転技術	レベルが5段階あり、対応する車両の呼称について、レベル1、レベル2を「運転支援車」、レベル3を「条件付自動運転車（限定領域）」、レベル4を「自動運転車（限定領域）」、レベル5を「完全自動運転車」と呼び、レベル3から運転操作等の主体をシステムとしている。運転自動化レベルの定義として、SAE International の J3016（2016年9月）及びその日本語参考訳である JASOTP 18004（2018年2月）の定義を採用。また、対応する車両の呼称については、国土交通省 ASV 推進検討会において策定されたものを使用。
13		集約連携型都市構造	駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化等の多様な都市機能が適切に配置・連携されており、さらに景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造。

番号	行	用語	解説
14		常住人口	国勢調査時に調査の地域に常住している人口。また、夜間人口のこと。
15		乗用タクシー	利用者が定員10名以下のタクシー車両を特定の地点間で貸し切って利用する形態の交通手段。道路運送法において「一般乗用旅客自動車運送事業」として位置付けられている。
16		シームレス	「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗り継ぎなどの交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。
17		ストック	過去に建築・整備され現在も存在している建築・インフラ資産のこと。
18		生産年齢人口	一般に生産活動に従事する年齢層の人口のこと。多くは15～64歳を指すことが多い。
19	た行	代表交通手段	交通手段は大きく、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の5つに分けられる。ひとつのトリップ（移動）でいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段のことを代表交通手段と言う。主な交通手段の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順となっている。
20		地域公共交通計画	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものこと。従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービスなどの地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを求めている。
21		地域交通法	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」の略称。地域の主体的な取組み等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律のこと。
22		データのオープン化（オープンデータ）	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
23		都市機能誘導区域	都市再生特別措置法に基づく、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する「都市機能増進施設」の立地を誘導すべき区域。

番号	行	用語	解説
24		トリップ	人の動きのことで、ある目的による出発地から目的地までの移動を1トリップとする。
25	な行	二種免許	「人を乗せて運び、運賃をもらう」旅客の運送のために必要となる自動車の運転免許の種類。
26	は行	パーソナルモビリティ	近距離移動を想定した1～2人乗りの乗り物のこと。
27		パーソントリップ調査	「どのような人が」「いつ」「どこから」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日のすべての動きをとらえるもの。中京都市圏では、これまで、1971（昭和46）年、1981（昭和56）年、1991（平成3）年、2001（平成13）年、2011（平成23）年の5回行っている。
28		バリアフリー	高齢者・障害者が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障壁を除去するという考え方。
29		ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
30	ら行	ラストマイル	交通結節点から最終目的地への移動のこと。
31		立地適正化計画	平成26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により創設された、都市全体の観点から居住や民間施設も含めた都市機能の立地誘導をはかる制度。本市では平成30（2018）年に「なごや集約連携型まちづくりプラン」として公表。令和5（2023）年にプランの一部改定を実施。
32		リニアインパクト	リニア中央新幹線の開業による交流人口の増加やそれに伴う経済効果のこと。
33		リニア中央新幹線	東京から名古屋市を經由し、大阪市までを、超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線。
34		リニモ	愛知高速交通株式会社が運営する日本唯一の磁気浮上式リニアモーターカーが走る東部丘陵線のこと。名古屋市名東区の藤が丘駅から豊田市の八草駅までを結び、リニモ(Linimo)の愛称で親しまれている。

番号	行	用語	解説
35	英数	AI (Artificial Intelligence)	人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に変わってコンピュータに行わせる技術。
36		DX (Digital Transformation)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
37		GPS (Global Positioning System)	人工衛星 (GPS衛星) から発せられた電波を受信し、現在位置を特定するもの。地球を周回しているGPS衛星の電波を端末が受信し、位置・距離・時刻などを計算して、現在位置を測位している。
38		GTFS (General Transit Feed Specification)	標準的なバス情報のフォーマットであり、経路検索アプリやサイトに登録する際のひとつのデータ形式を指す。バス事業者と経路検索事業者等との情報の受け渡しが効率化されることで、経路検索におけるバス情報の充実が期待されている。
39		GX (Green Transformation)	クリーンなエネルギーに転換するという意味で、企業経営をする上で必要となる燃料の燃焼、電力の使用にかかるエネルギーをクリーンなものに転換するという試みのこと。
40		ICT (Information and Communication Technology)	コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称。ITもICTとほぼ同義。
41		IoT (Internet of Things)	モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
42		MaaS (Mobility as a Service)	地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものこと。
43		SDGs (Sustainable Development Goals)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
44		SRT (Smart Roadway Transit)	技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート (Smart) さを備え、路面 (Roadway) を走ることでまちの回遊性や賑わいを生み出す、今までにない新しい移動手段 (Transit) といった特性を持った新たな路面公共交通システムのこと。平成31 (2019) 年1月に「新たな路面公共交通システムの実現をめざして (SRT構想)」を策定している。



